

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内における体制整備

① 中心市街地活性化を担当する組織の設置

平成19年4月に中心市街地の活性化対策、その他関係部局との連絡調整を行う組織として、商工観光部に「中心市街地活性化推進事務所」を設置。

平成22年4月の機構改革により、中心市街地の活性化と商業振興を一体的に講じることで、組織の機能強化を図るために「商工観光部商工振興課」と統合した。

その後、平成25年4月に商工振興課内に「中心市街地・地域商業活性化推進室」を設置し、平成29年4月現在、5人の専任職員を配置している。

② 中心市街地活性化幹事会の設置

平成19年5月に中心市街地活性化推進に関する事項について、協議・調整を行う組織として、関係課長等による「高知市中心市街地活性化幹事会」を設置した。第二期中心市街地活性化基本計画策定に関する検討状況を次に記す。

■開催経過

○平成29年1月23日(月)

- ・第二期高知市中心市街地活性化基本計画の策定について
- ・事業案の照会について

○平成29年8月2日(水)

- ・中心市街地活性化に向けた方針、目標指標、計画区域の設定について
- ・基本計画の登載事業案

○平成29年10月31日(火)

- ・第二期高知市中心市街地活性化基本計画(素案)について

③ 市議会における中心市街地活性化に関する審議

市議会では、中心市街地活性化に関する事項を集中的に議論するため、都市再生調査特別委員会において審議を行った。

■開催経過

○平成29年3月27日(月)

- ・第二期高知市中心市街地活性化基本計画の策定について(報告)

○平成29年11月22日(水)

- ・第二期高知市中心市街地活性化基本計画(案)について(報告)

(2) 中心市街地活性化基本計画策定検討委員会の設置

新たな高知市中心市街地活性化基本計画の策定を検討する組織として、平成28年12月に、経済、商店街、商業、観光、交通、文化、福祉の各分野に知見を有する者及び学識経験者を委員とする「第二期高知市中心市街地活性化基本計画策定検討委員会」を設置した。

■委員

経済	高知商工会議所 副会頭	副委員長
	高知商工会議所青年部 会長	
商店街	高知市商店街振興組合連合会 理事長	委員長
	高知市商店街振興組合連合会青年部 副会長	
	高知市商店街振興組合連合会女性部 副会長	
商業	株式会社高知大丸 取締役営業推進部長	
観光	土佐経済同友会観光振興委員会 委員長	
交通	とさでん交通株式会社 専務取締役	
文化	高知市文化振興事業団 専務理事	
福祉	NPO法人福祉住環境ネットワークこうち 理事長	
有識者	日本銀行高知支店 支店長	
	日本放送協会高知放送局 局長	
	高知大学地域協働学部 准教授	

■オブザーバー

行政	高知県商工労働部 副部長
	高知県観光振興部 副部長
	高知市都市建設部 部長
警察	高知県警察本部交通部 交通規制課長
経済	高知商工会議所 専務理事
中心市街地整備推進機構	高知市都市整備公社 理事長

■開催経過

- 第1回検討委員会（平成28年12月7日（水））
 - ・委員委嘱
 - ・第二期高知市中心市街地活性化基本計画の策定について
 - ・中心市街地に関するアンケート案
- 第2回検討委員会（平成29年2月22日（水））
 - ・現行の高知市中心市街地活性化基本計画の検証
 - ・中心市街地の現状分析
 - ・中心市街地に関するニーズ調査結果
 - ・中心市街地における課題
- 第3回検討委員会（平成29年5月25日（木））
 - ・中心市街地活性化に向けた基本方針、目標・指標及び計画区域の設定
 - ・計画に登載する事業の検討

- 第4回検討委員会（平成29年8月22日（火））
 - ・ 中心市街地活性化に向けた基本方針、目標・指標及び計画区域の設定
 - ・ 計画に登載する事業の検討
- 第5回検討委員会（平成29年11月17日（金））
 - ・ 第二期高知市中心市街地活性化基本計画（素案）について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、高知商工会議所ならび財団法人高知市都市整備公社が中心となり、平成23年12月6日に「高知市中心市街地活性化協議会」を設置した。

当協議会は、高知市が策定しようとする基本計画ならびに認定基本計画、およびその実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的としている。

■協議会委員

No.	法令根拠（第15条）	構成員		役職	委員
1	第1項第二号のイ	必須 構成員	経済活力	会長	高知商工会議所 会頭
2	第1項第一号のイ		都市機能	副会長	公益財団法人 高知市都市整備公社 理事長
3	第4項第二号	行政	行政（県）	委員	高知県総務部 部長
4	第4項第三号	行政	行政（市）	委員	高知市商工観光部 部長
5	第4項第二号	計画の実施に密接な関係を有する者	商店街	委員	高知県商店街振興組合連合会 顧問
6				委員	高知市商店街振興組合連合会 理事長
7				委員	高知市商店街振興組合連合会 副理事長
8				委員	高知市商店街振興組合連合会 理事
9				委員	高知市商店街振興組合連合会 理事
10				委員	高知市商店街振興組合連合会 青年部会長
11			地域住民	委員	地域住民
12				委員	高知市町内会連合会 会長
13			公共交通	委員	四国旅客鉄道（株）高知企画部 部長
14				委員	（株）とさでん交通 代表取締役社長
15			観光	委員	（公）高知市観光協会 会長
16				委員	高知商工会議所 観光部会 部会長
17				委員	（株）JTB中国四国 高知支店 支店長
18			企業等	委員	宇治電化学工業（株）代表取締役社長
19				委員	高知卸商センター（協）理事長
20				委員	和建设（株）代表取締役社長
21				委員	（株）高知新聞社 代表取締役社長
22				委員	（株）高知大丸 代表取締役社長
23				委員	（株）サニーマート 代表取締役社長
24				委員	四国電力（株）高知支店 執行役員高知支店長
25				委員	（株）司不動産商事 代表取締役社長

■開催経過

- 第1回中心市街地活性化協議会（平成23年12月6日（火））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画の策定の現状について
 - ・その他
- 第2回中心市街地活性化協議会（平成24年2月23日（木））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画の素案について
- 第3回中心市街地活性化協議会（平成24年8月31日（金））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画（案）について
 - ・その他
- 第4回中心市街地活性化協議会（平成26年11月4日（火））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画の進捗等について
 - ・その他
- 第5回中心市街地活性化協議会（平成27年5月11日（月））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画に係る平成26年度定期フォローアップについて
 - ・その他
- 第6回中心市街地活性化協議会（平成27年11月10日（火））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画に係る変更について
 - ・その他
- 第7回中心市街地活性化協議会（平成28年4月26日（火））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画に係る平成27年度定期フォローアップについて
 - ・その他
- 第8回中心市街地活性化協議会（平成29年4月18日（火））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画に係る平成28年度定期フォローアップについて
 - ・その他
- 第9回中心市街地活性化協議会（平成29年11月24日（金））
 - ・第二期高知市中心市街地活性化基本計画（案）の説明
 - ・第二期高知市中心市街地活性化基本計画（案）に対する高知市中心市街地活性化協議会の意見書について
 - ・その他
- 第10回中心市街地活性化協議会（平成30年4月26日（木））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画（第一期）に係る最終フォローアップに関する報告（案）について
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画（第二期）の認定について
 - ・その他
- 第11回中心市街地活性化協議会（平成31年4月26日（金））
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画に係る平成30年度定期フォローアップについて
 - ・その他
- 第12回中心市街地活性化協議会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面にて意見聴取）
 - ・高知市中心市街地活性化基本計画に係る令和元年度定期フォローアップについて

■その他

- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成25年3月変更認定分）
平成25年3月8日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成25年7月変更認定分）
平成25年5月30日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成25年11月変更認定分）
平成25年10月21日 協議会委員から変更申請の承認を得た。

- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成26年3月変更認定分）
平成26年1月20日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成26年11月変更認定分）
平成26年10月20日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成27年3月変更認定分）
平成27年2月19日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成27年11月変更認定分）
平成27年10月16日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成28年7月変更認定分）
平成28年6月17日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成29年7月変更認定分）
平成29年6月23日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成30年11月変更認定分）
平成30年10月23日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和元年11月変更認定分）
令和元年10月16日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和2年3月変更認定分）
令和2年2月28日 協議会委員から変更申請の承認を得た。
- ・高知市中心市街地活性化基本計画の変更について（令和2年11月変更認定分）
令和2年10月26日 協議会委員から変更申請の承認を得た。

■高知市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成 29 年 11 月 24 日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市中心市街地活性化協議会
会長 青木 章泰

高知市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、高知市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出します。

記

1 意見

高知市中心市街地活性化協議会は、貴市が提案した高知市中心市街地活性化基本計画（案）について協議した結果、同案は本市の中心市街地活性化に寄与する計画であり、その内容は概ね妥当であると判断しました。

2 付帯意見

- (1) 登載事業の進捗状況、成果等については毎年フォローアップ報告をすることとなっていますが、事業の進捗によっては必要に応じて見直しを行うなど、計画の着実な推進を図ってください。
- (2) 計画を推進していくなかで、中心市街地の活性化に必要な事業が新たに具現化した場合は、基本計画の変更など柔軟に対応し、適宜支援措置を講じてください。
- (3) 中心市街地の活性化は、行政はもとより商店街、民間企業、交通事業者、NPO など多様な団体が連携し、総合的かつ一体的に推進していくことが必要です。中心市街地の課題を認識し、官民一体となって基本計画（案）に位置付けた事業を着実に推進し、「地域資源の魅力が織り成す、『暮らし』と『交流』の調和したまち」の実現に向けて取り組んでいただくことを要望します。

■高知市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 高知商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる財団法人 高知市都市整備公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高知市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、高知市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により高知市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに法第9条第10項の規定による認定基本計画及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に関し、必要な事項を協議し、高知市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 高知市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 特定民間中心市街地活性化事業計画に関し、必要な事項についての意見提出
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 高知商工会議所
 - (2) 財団法人 高知市都市整備公社
 - (3) 高知市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、設置者が協議して選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は、第5条第1項に掲げる者を、設置者が指名する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会議は、委員の過半数をもって成立し、その議事については出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第9条 第4条に掲げる事項及び協議会の運営については必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は高知商工会議所に置く。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第13条 協議会に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入により充てるものとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年12月6日から施行する。
- 2 協議会設置時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規約の施行の日以後最初に開催される会議は、高知市中心市街地活性化協議会規約第8条の規定にかかわらず、設置者が招集するものとする。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載。

②地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に、来街者アンケート、市民アンケートに基づく客観的な把握・分析を記載。

③前計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 前計画の実施状況と取組の評価」の欄に、前計画の取組状況に基づく把握・分析を記載するとともに、「[5] 中心市街地活性化の課題」の欄に、その把握・分析を踏まえた課題を記載。

(2) 様々な主体の巻き込みと各種事業等との連携・調整

①基本計画案に対する市民意見

本基本計画案について市民の意見を聴取し、計画作成の参考とするために、平成29年11月28日から平成29年12月22日にかけてパブリックコメントを実施、市民8名から12件の意見が寄せられた。

②高知TMOによる中心市街地活性化事業

高知市中心市街地の商業活性化やにぎわう中心市街地づくりを目指して組織された高知TMOが商店街等支援事業、空き店舗対策事業、来街者サービス向上事業等を実施。高知TMO事業推進委員会を毎年開催し、各事業のフォローアップや関係機関との連携を図っている。

＜高知TMOの主な取組＞

- ・「高知まちゼミ」の開催
- ・空き店舗調査
- ・エスコーターズ活動支援
- ・商店街マップ作成、情報発信等

③商店街によるイベント実施

各商店街や商店街等から成る(株)高知市中心街再開発協議会が、年間を通じて季節ごとに多種多様なイベントを実施している。

＜主なイベント＞

土佐のおきゃく、こうち春花まつり、母の日イベント、父の日イベント、まちなか・よさこい、土曜夜市、土佐の豊穰祭、わくわくワークるんだ祭り、おびさんマルシェ、おかみさん市、ストリートダンス、金曜はりまや市、100円商店街、京町・新京橋クリスマスイベント、イルミネーションフェスタ など

④大学、商店街等との連携

高知大学や高知県立大学の学生が商店街等と連携した取組を実施。

- ・高知県立大学エスコーターズ

平成13年に発足したグループ。毎週日曜日に中心商店街内で挨拶・案内・清掃・介助などの「街のコンシェルジュ」活動を行っている。

- ・高知大学SMS (Sunday Market Supporters)

日曜市の空き小間を活用して休憩所兼案内所を運営し、観光案内や出店者のサポート活動等を行っている。

- ・高知大学スポーツ化組合

商店街・市と連携し、ごみ拾いをスポーツ競技としたイベント「スポーツGOMI拾い」を毎年開催している。

⑤NPOとの連携

NPO福祉住環境ネットワークこうちと商店街が連携し、タウンモビリティステーションを運営。高齢者や障害者、子ども連れなど、誰もが安心して街なかを回遊できるよう、シルバーカー・車いす・ベビーカー等の貸出しや付き添いサポートなどの支援活動を行っている。